

**【三田市こども計画】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
に関する記載事項の追加について**

【変更の概要】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、当事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めるもの。

【変更の理由】

令和7年10月3日こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡により、乳児等のための支援給付の創設に伴い新たに必須記載事項となる事項が示されたことによる。

【変更内容】

別紙のとおり、三田市こども計画の99頁下、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の確保方策に次の文言を追加する。

「また、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。」